

## 令和3年度 大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者募集要項

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課が行う大阪府咲洲庁舎における展望台区画の使用許可を受けて営業を行う事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

### 1 公募物件

番号	使用許可場所／所在地	使用許可面積	数量	最低使用料	位置
必須 A	大阪府咲洲庁舎 55 階 大阪市住之江区 南港北一丁目 1 4 - 1 6	展望台区画 3 6 7 . 4 6 m <sup>2</sup>	一式	1, 805, 400 円 (税抜き円)	別図 1
B	大阪府咲洲庁舎 55 階 大阪市住之江区 南港北一丁目 1 4 - 1 6	給湯等設備部分 1 6 . 6 8 m <sup>2</sup>	一式	82, 000 円 (税抜き円)	別図 1
C	大阪府咲洲庁舎 55 階 大阪市住之江区 南港北一丁目 1 4 - 1 6	展望台ホール部分 3 2 2 . 2 6 m <sup>2</sup>	一式	1, 583, 300 円 (税抜き円)	別図 1
D	大阪府咲洲庁舎 1 階 大阪市住之江区 南港北一丁目 1 4 - 1 6	受付及び改札 2 1 . 4 2 m <sup>2</sup>	一式	105, 300 円 (税抜き円)	別図 2

※必須となるAの物件に、必要に応じてBからDの物件を選択した上で、大阪府が設定する最低使用料以上の金額の総額の使用料（税抜き）を百円単位で記入し応募してください。

### 2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から⑦までのいずれにも該当しない者であること。
  - ① 成年被後見人
  - ② 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ④ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - ⑥ 破産者で復権を得ない者
  - ⑦ 府の指名停止措置を受けている者又は府の指名停止に要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適法な行為によるものである場合に限る）を受けている者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。）であること。
  - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくはは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること

### 3 公募条件等

#### (1) 用途の指定

- ① 展望台などの集客施設や飲食、物販等の店舗として活用いただくための営業事業者募集ですので、執務室や住居としての利用はできません。
- ② 次のアからオに該当する使用はできません。
  - ア. 政治的又は宗教的な活動に関するもの
  - イ. 騒音・振動・悪臭等の周辺環境を損なうもの
  - ウ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用すること
  - エ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体、及びそれらの構成員がその活動のためなどに使用すること
  - オ. その他、公序良俗に反する用途など、咲洲庁舎の管理運営上支障があると認められる用途に供すること

#### (2) 使用許可期間

使用許可の期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。令和4年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年ごとに申請を行うことにより、最長、令和8年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

#### (3) 使用料等

- ① 応募価格  
応募価格は、必須となるAの物件に、必要に応じてBからDの物件を選択した上で、大阪府が設定する最低使用料以上の金額の使用料（税抜き）を百円単位で記入してください。
- ② 使用料の納入  
使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、大阪府が指定する期限までに全額納入してください。使用料の額は、次の計算によるものとします。
- ③ 使用料  
使用料は、営業事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜額）（以下「応募価格（税抜額）」といいます。）に大阪府公有財産規則第27条の2に記載する割合（消費税相当額）を乗じて得た額（10円未満切捨て）とします。ただし、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料（最低使用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。
- ④ その他使用料等  
営業事業者が、公募物件以外に控室などの設置及び部屋の使用が必要となる場合は、別に大阪府と協議してください。これらについても、行政財産使用許可（有償）の対象となりますので、別途行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得てください。  
なお、使用料については本件最低使用料の算出方法と同じ大阪府公有財産規則により算出します。

#### (4) 必要経費の負担

- ① 営業事業者が負担すべき経費

- ・大阪府咲洲展望台区画における営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・使用前・使用中における公募物件の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・使用前・使用中における府から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ・室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

② 光熱水費その他経費の負担

公募物件及び控室などの設置が必要となった場所に関して、準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業に係る仕様書 2」に記載のとおりとします。

(5) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 公募条件及び別紙「大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業に係る仕様書 3」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 展望台区画を営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に、2-(3)にかかる許認可等の取消し又は一時停止を受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。
- ④ 車両を長時間常時駐車する必要がある場合は、別途、使用許可手続と使用料の納付が必要です。

## 4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 令和3年2月12日（金）～令和3年2月26日（金）午後5時必着

送 り 先 〒559-8555

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ あて

持参される場合

申込受付期間 令和3年2月12日（金）～令和3年2月26日（金）

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

提 出 先 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎3階

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（大阪府所定様式）
- ② 誓約書（大阪府所定様式）
- ③ 事業内容等（大阪府所定様式）
- ④ 会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

(3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

## 5 質問書及び現地説明会

(1) 質問受付期間 令和3年2月12日（金）～令和3年2月19日（金）午後5時必着

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

※土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 提出方法

質問書（大阪府所定様式）により、令和3年2月19日（金）午後5時までに「4-(1)提出先」までご持参又は電子メール、若しくはファックスしてください。

電子メール：[choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ファックス：06-6615-6124

(3) 質問書への回答日

令和3年2月25日（木）質問者に対し電子メール（又はファックス）にて回答、及び大阪府ホームページに掲載します。

(4) 現地説明会

日 時：令和3年2月19日（金）午前10時以降の大阪府が指定する時間

集 合 場 所：大阪府咲洲庁舎3階 庁舎管理課咲洲分室

参加手続き：

①現地説明会参加申込書の提出

別添、現地説明会参加申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

②提出期限

令和3年2月18日（木）午後5時までに郵送又は電子メール、若しくはファックスで提出してください（必着）。

③提出先

〒559-8555 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号（咲洲庁舎3階）

大阪府総務部 庁舎室 庁舎管理課 咲洲庁舎管理グループ あて

電子メール：[choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ファックス：06-6615-6124

④ 留意事項

○ 現地説明会の日程は1日間です。

○ 現地の視察時間は約30分程度です。

○ 説明会会場の駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用の上お越しください。

○ 参加申込者には個別に集合時間を連絡させていただきます。

## 6 営業事業者の決定

(1) 営業事業者の決定

営業事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、大阪府が設定する最低使用料以上で、事業者が選択したAからDの物件の合計額の最高の応募価格で申し込みを行った者とします。

また、「1 公募物件」に記載のAの物件の選択は必須となります。

<大阪府が設定する最低使用料の例示>

1. A+B+C+D ⇒ 3,576,000円

2. A+B+C ⇒ 3,470,700円

3. A+B+D ⇒ 1,992,700円

4. B+C ⇒ Aを選択していないため、応募は無効。

なお、最高の応募価格で申し込みを行った者が、募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、その者を失格とし、次位応募価格申込者（次位者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。）を営業事業者とし、次位応募価格申込者が同様に募集条件等を満たしていないことが判明した場合は、以下同様とします。

(2) くじによる営業事業者の決定

最高の応募価格での申し込みが2人以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。

(3) 営業事業者の公表等

営業事業者の決定は、令和3年3月3日（水）の予定です。営業事業者を決定したときは、応募者に決定金額及び営業事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載します。

## 7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、大阪府が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件(6)」に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式）
- ② 図面
- ③ 各種納税証明書
- ④ 大阪府暴力団排除条例に関する書類（大阪府指定様式）
- ⑤ 2-(3)にかかる許認可等（大阪府咲洲庁舎にかかる飲食業の営業許可等）の許可証等の写し  
使用許可後、営業許可をとり速やかに提出すること。
- ⑥ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）  
＜法人の場合＞…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書  
＜個人の場合＞…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

## 8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合

## 9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

### 募集に関する問い合わせ先

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課咲洲庁舎管理グループ

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 電話06-6210-9298

# 応募申込書

<令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者>

年 月 日

大阪府知事様

住所(所在地) (〒 - )

氏名

法人名

代表者名

印

(事務担当者)

所属部署

氏名

電話

令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

## 1 提案使用料

所在地	設置場所	使用許可面積	数量	応募価格(提案使用料)			
大阪市住之江区南港北一丁目14-16	咲洲庁舎55階他	展望台区画他 【 】m <sup>2</sup>	一式				00円
内訳	必須A	咲洲庁舎55階	展望台区画 【367.46】m <sup>2</sup>	一式			00円
	B	咲洲庁舎55階	給湯等設備部分 【16.68】m <sup>2</sup>	一式			00円
	C	咲洲庁舎55階	展望台ホール部分 【322.26】m <sup>2</sup>	一式			00円
	D	咲洲庁舎1階	受付及び改札 【21.42】m <sup>2</sup>	一式			00円

- ※ 1. 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。
2. 応募価格は、必須となるAの物件に、必要に応じてBからDの物件を選択した上で、総額とそれぞれの内訳額を百円単位(税抜き)で記入してください。  
なお、応募価格(税抜き)に大阪府公有財産規則第27条の2に記載する割合(消費税相当額)を乗じて得た額をもって使用料とします。
3. 金額はアラビア数字で記入してください。
4. 初めの数字の頭に¥をいれてください。

## 2 添付書類

- ① 誓約書(大阪府所定様式)
- ② 事業内容等(大阪府所定様式)
- ③ 会社概要等(会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの)

## 誓約書

私は、大阪府が実施する令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者の募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者募集要項」及び「大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業に係る仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 営業事業者の決定に関して、大阪府ホームページに決定金額及び営業事業者の氏名（法人の場合は法人名）を掲載することに同意します。

年 月 日

大阪府知事様

住 所  
(所在地)

氏 名  
法 人 名  
代表者名

## 事業内容等

事業名

事業内容

従業員の配置場所及び人数（予定）

(注) 1 この「事業内容等」は、応募者が予定している展望台区画における運営内容等を記載。

氏 名  
法 人 名  
代表者名

担当者名



# 質 問 書

質問内容

回答内容

氏 名  
法 人 名  
代表者名

担当者名

回答先メールアドレス（又はFAX）

# 現地説明会参加申込書

年 月 日

大阪府知事 様

代表者

所在地  
法人名  
代表者名

1 件名

令和3年度大阪府咲洲庁舎展望台区画の営業事業者募集（現地説明会）

2 参加者名

氏名	
氏名	

※参加人数の上限は、2名とします。

3 連絡先

FAX番号	
電話番号	

※ 提出期限

令和3年2月18日（木）午後5時までに郵送又はファックス若しくは電子メールで提出すること。（必着）

[電子メール [choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:choshakanri-g09@sbox.pref.osaka.lg.jp)]

[ファックス番号 06-6615-6124]